

議案第 1 1 4 号

前橋市特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特別職の職員の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び監査委員のうち常勤とする者の給料の特例について定めるものとする。

(市長、副市長、教育長及び公営企業管理者の給料の額の特例)

第 2 条 市長及び副市長の令和 2 年 7 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間（以下「特例期間」という。）における給料の額は、前橋市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 4 号。以下「特別職給与条例」という。）第 3 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 市長 月額 7 8 万 7, 5 0 0 円

(2) 副市長 月額 7 2 万円

2 教育長の特例期間における給料の額は、特別職給与条例第 3 条第 3 号の規定に基づき定める額にかかわらず、月額 6 1 万 2, 0 0 0 円とする。

3 公営企業管理者の特例期間における給料の額は、特別職給与条例第 3 条第 4 号の規定に基づき定める額にかかわらず、月額 6 0 万 4, 0 0 0 円とする。

(常勤の監査委員の給料の額の特例)

第 3 条 監査委員のうち常勤とする者の特例期間における給料の額は、前橋市監査委員の諸給与条例（昭和 3 2 年前橋市条例第 5 8 号。以下「監査委員給与条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、月額 5 8 万 9, 5 0 0 円とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額についての適用除外)

第 4 条 前 2 条の規定は、特例期間における特別職給与条例第 5 条（監査委員給与条例第 2 条第 2 項においてその例による場合を含む。）に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。